

富山市建築物等木材利用推進方針

平成24年10月1日策定

平成29年12月1日改正

令和4年12月1日改正

第1 目的

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」及び「県産材の利用促進に関する基本計画」に即し、「富山市建築物等木材利用推進方針」（以下「推進方針」という。）を定め、建築物等における木材の利用を促進することで、林業の再生を通じた森林の適正な整備を促し、森林のもつ多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化に資するとともに、地球温暖化の防止、循環型社会の形成に貢献することを目的とする。

第2 木材利用を促進する建築物

この推進方針において、木材の利用を促進すべき建築物とは、次に掲げる建築物とする。

（1）市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎等の建築物など

（2）国又は地方公共団体以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設等の建築物など

（3）民間建築物

店舗、事務所、倉庫等の民間建築物

第3 木材利用の促進の方針

（1）建築物を整備する者は、建築基準法等関係法令の制約を受ける場合を除き、整備する低層の公共建築物については、木造化に努めるものとする。

（2）防災面や立地条件等から木造化が困難な場合のほか、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合には、木造と他工法との混構造とする。

（3）建築物の中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとする。

第4 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

(1) 木造化の推進

市が整備する公共建築物のうち、別表に該当する建築物については、原則として木造化に努めるものとする。

但し、次に掲げるものは除くものとする。

- ① 災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ② 治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ③ 危険物を貯蔵又は使用する施設
- ④ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵、展示する施設
- ⑤ その他当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの

(2) 木質化の推進

市有施設の新築、増築及び改築にあたっては、木造、非木造に関わらず、周辺環境やコスト、性能等を勘案し可能な限り内装等の木質化を進めるものとする。

また、木材の需要の拡大のため、C L T（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用にも努めるものとする。

(3) 公共土木工事における木材利用の推進

市は、公共土木工事における土木用資材等への木材の利用推進を図るとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では、コストの低減を図りつつ、地盤改良用木杭や木製工事用看板などを積極的に利用するものとする。

(4) 公共建築物における木製備品等の利用推進

公共建築物において使用する備品、消耗品等について、木材を原材料とした物品の利用に努めるものとする。また、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマスの安定的な供給の確保及び公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

第5 木材の安定供給体制の整備に関する事項

市は、これまで取り組んできた低コストで効率的な間伐材生産を図るための路網整備や森林環境譲与税を活用した森林整備等に加え、県が設置する「富山県林業イノベーション推進協議会」に参画し、県と連携してスマート林業技術の検討や普及事業に取り組むなど、木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

第6 建築物等における木材利用の推進体制に関する事項

市は、建築物等における木材利用を効果的に推進するため、庁内に「富山市木材利用推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

推進会議では、木材利用の具体的な取組事例や各種補助制度等の情報を共有するとともに、関係部局が計画又は実施する事業における木造化・木質化について協議するものとする。

第7 理解の醸成

(1) 市民の理解の醸成

木材利用に関する幅広い市民の理解の醸成を図るため、市は、法第9条により定められた木材利用促進月間（毎年10月）及び木材利用促進の日（毎年10月8日）を中心に、県や林業・木材団体などの関係者と連携し・協力し、木材の特性や、脱炭素社会の実現に貢献するなどの木材利用の意義について、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

(2) 民間事業者への周知等

市は、民間事業者による建築物等における木材の利用が促進されるよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努めるとともに、建築物等における木材利用の意義について、民間事業者への積極的な普及啓発に取り組むものとする。

附 則

この推進方針は、平成24年10月1日より適用する。

この推進方針は、平成29年12月1日より適用する。

この推進方針は、令和4年12月1日より適用する。

別表

市が整備する木造化に努める公共建築物

建築物の用途		建築物の規模 (原則、全ての建築物(耐火建築物を除く)を対象とする) ※1
庁舎・研修所		3階建て以下
学校		3階建て以下(2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
運動施設 (体育館、武道館等)		3階建て以下(2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
社会教育施設 (図書館・美術館等)		3階建て以下(2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
集会場		2階建て以下で客席が200㎡未満
医療施設 (病院、診療所等)	入院施設あり	2階建て以下(2階部分が300㎡以上のものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※3
	入院施設なし	2階建て以下
社会福祉施設		法令の範囲内で可能なもの
市営住宅		3階建て以下(2階部分が300㎡以上、若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※4
宿泊施設 (研修宿泊所等)		2階建て以下(2階部分が300㎡以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※5
展示場・物品販売所		2階建て以下(2階部分が500㎡以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※6
試験研究機関	管理棟	3階建て以下
	研究棟	研究業務内容により可能なもの
倉庫		2階建て以下(1,500㎡以上は準耐火建築物)

- ※1 延べ面積が3,000㎡を越える建築物は建築基準法第21条第2項第2号による。
- ※2 地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2,000㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。
- ※3 2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。
- ※4 共同住宅の場合、地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。
- ※5 地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とする。

こと。

- ※6 2階部分の当該用途に供する部分が 500 m²以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第 109 条の 3 各号に掲げる基準に適合する構造とすること。